

## 特定優良賃貸住宅（とくゆうちん）のお申込み資格

## ■ 申込資格

「とくゆうちん」に申し込まれる方は、次の①から⑥の条件をすべて満たすことが必要です。

- ① 日本国籍を有する方又は住民票登録を受けている外国人の方。
- ② 自ら居住するための住宅を必要とする方で、現在住宅に困っておられる方。
- ③ 入居する世帯が、二人以上であって、夫婦又は親子を主体とした家族であること。  
(ただし、条件により単身者も入居可能です。また、婚約中でも申し込みが可能です。)
- ④ 入居する家族全員の収入合計が収入基準（所得月額200,000円以上601,000円以下）の範囲であること。

ただし、世帯での入居時点で、満35歳以下の所得のある方がある場合には、所得月額153,000円以上から申し込みできます。（一部住宅については、所得月額178,000円以上が必要となります。）

(注) 所得月額は、年収総額を単純に1/12したものではありません。

とくゆうちん収入基準早見表は[こちら](#)をご覧ください。

- ⑤ 家賃等の支払い能力があり、公社が指定する機関保証会社による保証制度を利用し機関保証会社の審査を通過した方。〔この場合、公社が定める一定の条件（※1）を満たす連帯保証人及び敷金の全てが不要です。〕

なお、やむを得ず機関保証会社による保証制度を利用しない場合は、公社が定める一定の条件（※1）を満たす連帯保証人がある方。〔この場合、家賃2か月分の敷金が必要です。〕

以下の4住宅のみが対象になります。

※対象住宅：アメニティコート西宮いしざい、アメニティコート芦屋春日、アメニティコート住吉本町、アメニティコート西明石

- ⑥ 申込本人または同居しようとする方が暴力団員でないこと。  
(注) ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、兵庫県警察本部へ照会する場合があります。

## &lt;注記&gt;

## （※1）連帯保証人（1名）の条件

次の(1)から(4)の条件をすべて満たすこと。

- (1) 日本国籍を有する方又は住民票登録を受けている外国人の方。
- (2) 入居者の家賃等の債務を弁済する能力があると公社が認める方。
- (3) 申込本人と同一世帯員でない方。
- (4) 当公社賃貸住宅の入居者と相互の連帯保証人でない方。

## □ 配慮入居について

とくゆうちんの申込資格を満たさない場合でも入居できる制度です。

(例：法人契約、収入オーバーなど)

詳しくは、各事務所にお問い合わせください。

#### □ 申し込みできない方

ア 住宅内で営業行為をする方

イ 団地で円満な共同生活を営みえない方

ウ 所得があるのに申告していない方（非課税範囲内の方を除く。）

エ 家賃滞納のため、訴訟等で公営住宅等を明け渡した方及び現在明け渡し請求の対象となっている方

オ 現在、他の特定優良賃貸住宅に入居されている方カ自家所有者は、原則として申し込むことができません。

(入居時までには持ち家を処分できる方でないと申し込むことができません。)

#### □ 注意事項

- ・ 家族を不自然に分割したり合併したりすることはできません。(夫婦の別居・父母の別居・未婚の親族と父母の別居となる場合や他の扶養すべき方のある親族と同居する場合等は申し込みできません。)
- ・ 内縁関係にある方も申し込みはできますが、住民票の続柄が未届けの妻又は未届けの夫となっており、ほかに婚姻関係がないことを証明する必要があります。
- ・ 必要に応じて市町・会社など事実の調査をすることがあります。
- ・ 団地内で、犬、猫、鳥などの動物の飼育は認めていません。
- ・ 鍵渡日から30日以内に、入居後の新住所で住民票等（申込書記載の家族全員及び続柄が記載されたもの）を、公社に提出していただきます。
- ・ 婚約中の方は入居（鍵渡し）後3か月以内に入籍し、入籍後の住民票を提出していただきます。

## ■ 収入基準早見表

収入区分のうち、「5区分」の対象団地は次の3団地のみとなります。その他は「3区分」対象となります。

(5区分対象団地)

アメニティコート西宮いしざい、アメニティコート芦屋春日、アメニティコート住吉本町

### 1. 給与所得者（年間総収入金額[支払金額]）

負担区分		収入区分	(単身者)	(2人世帯)	(3人世帯)	(4人世帯)	(5人世帯)	(6人世帯)
3区分	5区分							
A	A1	s0	2,880,000	3,424,000	3,920,000	4,396,000	4,872,000	5,348,000
			～	～	～	～	～	～
		s1	3,311,999	3,819,999	4,295,999	4,771,999	5,247,999	5,719,999
			～	～	～	～	～	～
		a1	3,312,000	3,820,000	4,296,000	4,772,000	5,248,000	5,720,000
			～	～	～	～	～	～
	a2	3,675,999	4,151,999	4,627,999	5,099,999	5,575,999	6,051,999	
		～	～	～	～	～	～	
	a3	3,676,000	4,152,000	4,628,000	5,100,000	5,576,000	6,052,000	
		～	～	～	～	～	～	
	A2	a2	4,247,999	4,723,999	5,195,999	5,671,999	6,147,999	6,617,777
			～	～	～	～	～	～
A3	a3	4,248,000	4,724,000	5,196,000	5,672,000	6,148,000	6,617,778	
		～	～	～	～	～	～	
B	b	4,695,999	5,171,999	5,647,999	6,123,999	6,595,999	7,017,777	
		～	～	～	～	～	～	
C	c	4,696,000	5,172,000	5,648,000	6,124,000	6,596,000	7,017,778	
		～	～	～	～	～	～	
			5,507,999	5,983,999	6,455,999	6,893,333	7,315,555	7,737,777
			5,508,000	5,984,000	6,456,000	6,893,334	7,315,556	7,737,778
			～	～	～	～	～	～
			7,266,666	7,688,888	8,111,111	8,533,333	8,955,555	9,377,777
			7,266,667	7,688,889	8,111,112	8,533,334	8,955,556	9,377,778
			～	～	～	～	～	～
			9,346,666	9,768,888	10,181,052	10,581,052	10,981,052	11,381,052

### 2. 事業所得者（年間総所得金額）

負担区分		収入区分	(単身者)	(2人世帯)	(3人世帯)	(4人世帯)	(5人世帯)	(6人世帯)
3区分	5区分							
A	A1	s0	1,836,000	2,216,000	2,596,000	2,976,000	3,356,000	3,736,000
			～	～	～	～	～	～
		s1	2,135,999	2,515,999	2,895,999	3,275,999	3,655,999	4,035,999
			～	～	～	～	～	～
		a1	2,136,000	2,516,000	2,896,000	3,276,000	3,656,000	4,036,000
			～	～	～	～	～	～
	a2	a2	2,399,999	2,779,999	3,159,999	3,539,999	3,919,999	4,299,999
			～	～	～	～	～	～
	A2	a2	2,400,000	2,780,000	3,160,000	3,540,000	3,920,000	4,300,000
			～	～	～	～	～	～
	A3	a3	2,856,000	3,236,000	3,616,000	3,996,000	4,376,000	4,756,000
			～	～	～	～	～	～
B	b	2,856,001	3,236,001	3,616,001	3,996,001	4,376,001	4,756,001	
		～	～	～	～	～	～	
C	c	3,216,000	3,596,000	3,976,000	4,356,000	4,736,000	5,116,000	
		～	～	～	～	～	～	
			3,216,001	3,596,001	3,976,001	4,356,001	4,736,001	5,116,001
			～	～	～	～	～	～
			3,864,000	4,244,000	4,624,000	5,004,000	5,384,000	5,764,000
			5,508,000	3,864,001	4,244,001	4,624,001	5,004,001	5,384,001
			～	～	～	～	～	～
			7,266,666	5,340,000	5,720,000	6,100,000	6,480,000	6,860,000
			7,266,667	5,340,001	5,720,001	6,100,001	6,480,001	6,860,001
			～	～	～	～	～	～
			9,346,666	7,212,000	7,592,000	7,972,000	8,352,000	8,732,000

### 3. 年金所得者（年間総収入金額）

#### (1) 65歳以上の方

#### (2) 65歳未満の方

(2人世帯)	(3人世帯)	負担区分		収入区分	(2人世帯)	(3人世帯)
		3区分	5区分			
4,194,118 ～ 4,730,588	4,641,177 ～ 5,177,647	A	A1	s0	4,194,118 ～ 4,730,588	4,641,177 ～ 5,177,647
4,730,589 ～ 5,154,117	5,177,648 ～ 5,601,176		A2	s1	4,730,589 ～ 5,154,117	5,177,648 ～ 5,601,176
5,154,118 ～ 5,916,470	5,601,177 ～ 6,363,529		A3	a1	5,154,118 ～ 5,916,470	5,601,177 ～ 6,363,529
5,916,471 ～ 7,652,941	6,363,530 ～ 8,057,894	B		b	5,916,471 ～ 7,652,941	6,363,530 ～ 8,057,894
7,652,942 ～ 9,628,421	8,057,895 ～ 10,028,421	C		c	7,652,942 ～ 9,628,421	8,057,895 ～ 10,028,421

※ 上記の表は ① 世帯の中で収入のある方が1人だけ  
 ② 収入の種別が1種類の場合  
 ③ 特別控除がない（親族控除のみ） } の場合に適用できる早見表です。

▲このページのトップへ